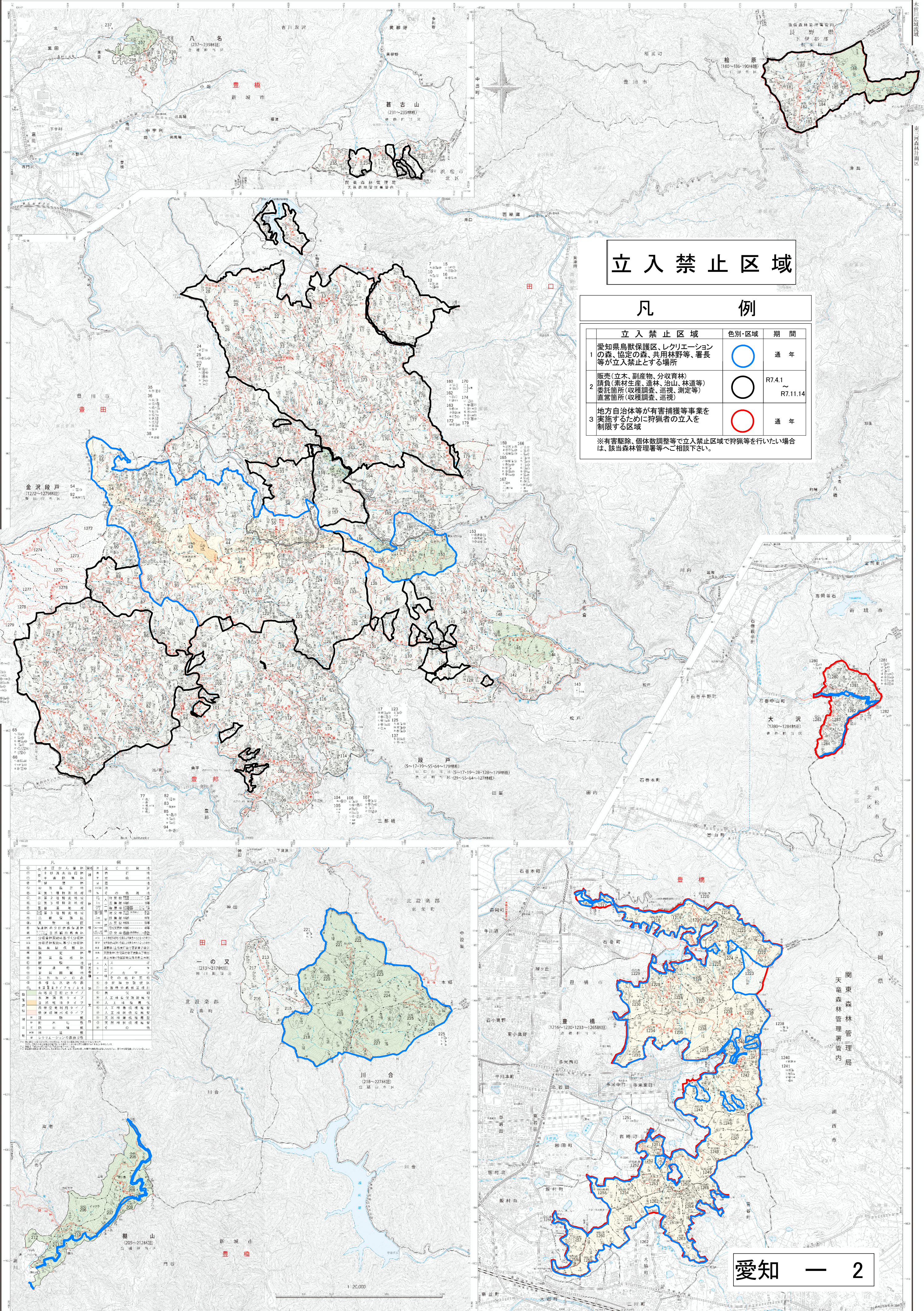




立入禁止区域

凡 例		色別・区域	期 間
立入禁止区域			
1 愛知県鳥獣保護区、レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所		○	通 年
2 販売(立木、副産物、分収育林)請負(素材生産、造林、治山、林道等)委託箇所(収穫調査、巡視、測定等)直営箇所(収穫調査、巡視)		○	R7.4.1 ~ R7.11.14
3 地方自治体等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		○	通 年

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。

凡 例	説 明
① 愛知県鳥獣保護区	愛知県の鳥獣保護区
② レクリエーションの森	レクリエーションの森
③ 協定の森	協定の森
④ 共用林野	共用林野
⑤ 署長等が立入禁止とする場所	署長等が立入禁止とする場所
⑥ 販売(立木、副産物、分収育林)請負(素材生産、造林、治山、林道等)委託箇所(収穫調査、巡視、測定等)直営箇所(収穫調査、巡視)	販売(立木、副産物、分収育林)請負(素材生産、造林、治山、林道等)委託箇所(収穫調査、巡視、測定等)直営箇所(収穫調査、巡視)
⑦ 地方自治体等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	地方自治体等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域